

年度末決算終了後の組合事務手続一覧表

(この例は、決算日3月末日、理事会5月1日、通常総会5月20日の場合です。)

	3 / 31					4 / 30					5 / 31			摘 要			
	4 / 1	5	10	15	20	25	5 / 1	5	10	15	20	25	6 / 1		5	10	
1. 年度末締切 組合員名簿整理と出資口数の確認																<ul style="list-style-type: none"> ・登記懈怠は20万円以下の過料 ・作成懈怠は20万円以下の過料 ・監事自らが4週間を下回る期間内で監査報告書通知した場合は、その時点で監査を受けたことになる。 ・備付又は謄写及び閲覧を拒んだ時は20万円以下の過料 ・招集懈怠は20万円以下の過料 ・議事録の作成懈怠は20万円以下の過料 ・登記懈怠は20万円以下の過料 ・提出懈怠は20万円以下の過料 ・届出懈怠は20万円以下の過料 ・所管税務署・財務事務所・市町村役場 ・登記懈怠は20万円以下の過料 	
2. 出資総口数及び払込済出資総額変更登記	4週間以内に(4.28までに)																
3. 決算関係書類等の作成 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 剰余金処分案又は 損失処理案、事業計画書、収支予算案																	
4. 理事より監事へ決算関係書類提出																	監査期間4週間
5. 監事より理事へ監査報告書の提出																	開催日の1週間前までに
6. 理事会招集状発送																	
7. 理事会開催 通常総会提出議案審議の件 通常 総会開催日時及び場所決定の件 決算関係書類承認の件 その他																	総会の会日の2週間前まで
8. 決算関係書類事務所備付閲覧																	開催日の10日前までに
9. 通常総会招集状発送(発信主義)																	
10. 通常総会開催 決算関係書類承認の件 事業 計画・収支予算決定の件 その他提出議案																	
11. 議事録作成 剰余金処分又は損失処理振替 持分計算 脱退者に対する持分払戻 配当																	
12. 理事会開催(招集手続省略) 役付理事選任の件 その他																	
13. 代表理事変更登記(再選の場合も必要)																	2週間以内に
14. 行政庁への決算関係書類提出(議事録添付)																	2週間以内に
15. 行政庁への役員変更届出(氏名、住所、役職に変更 がない場合は不要)(議事録添付)																	2週間以内に
16. 確定申告及び納税 法人税 消費税 事業税 地方消費税 県民税・市町村民税																	5/31までに
17. 定款変更認可申請 申請部数 協同組合等、 商店街振興組合は正本2通、 商工組合、 協業組合は正本2通、写1通																	
18. 認可書到達(登記の要するものは登記を完了して 効力を発生)																	
19. 変更登記(登記事項に変更のあった場合)																	2週間以内に